

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 財務諸表の承認について

項 目	確認事項	確認結果
提出書類	提出期限は遵守されたか。(法第34条第1項) 財務諸表及び添付書類を当該事業年度の終了後3月以内に提出	平成27年6月30日提出
	必要な書類はすべて提出されたか。 (法第34条第1項及び第2項、県規則第9条) ・財務諸表 貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、キャッシュフロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書 ・添付書類 事業報告書、決算報告書、財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見	提出されていることを確認
	記載すべき事項に、明らかな遺漏はないか。 ・表示科目、会計方針、注記等の遺漏	遺漏等のないことを確認
	計数の整合性はとれているか。 ・合計等の基本的な計数の整合	整合を確認
	書類相互間における数値の整合性はとれているか。 ・主要表と附属明細書との整合 ・書類相互間の整合等	整合を確認
監事の意見	財務諸表の承認にあたり、考慮すべき監事の意見はないか。(法第34条第2項) ・監査報告書における監事の意見 ・会計監査人の意見	監査報告書は適正意見表示であり、考慮すべき意見はなかった
運営費負担金	運営費負担金に係る会計処理は適正か。	適正に行われたことを確認
業務実績の確認その他	その他業務において、必要な処理等を行っているか。 ・事業報告書の確認 ・利益の処分の遺漏(法第40条) ・短期借入金の限度額超過(法第41条) ・余裕金の不適切な運用の有無(法第43条) ・重要な財産の不適切な処分等(法第44条)	遺漏等のないことを確認

【関係法令】

○地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）

（財務諸表等）

第34条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。第4項及び第99条第8号において同じ。）を付けなければならない。

○地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成22年佐賀県規則第5号）

（財務諸表）

第9条 法第34条第1項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年総務省告示第221号）第2章に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。